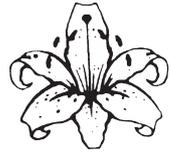


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和3年1月26日(火曜日)

号外第3号

目次	ページ		
〇条例		神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例(環境農政・環境計画課)	2
神奈川県手数料条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	2	神奈川県道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例(県土整備・道路管理課)	2

本号で公布された条例のあらまし

1 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備することとした。(別表関係)
- (2) この条例は、令和3年8月1日から施行することとした。

2 神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備することとした。(第43条関係)
- (2) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

3 神奈川県道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例

- (1) 道路法の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備することとした。(第2条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。



購読料
一箇月二、九三〇円 一箇年三、五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三六二円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一―二一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一―一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

条 例

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年1月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第1号

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の4 環境農政局関係の表63の項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表63の3の項中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年1月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第2号

**神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する
条例**

神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第43条第2項中「第2条第4号」を「第2条第5号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

神奈川県道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年1月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第3号

**神奈川県道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正
する条例**

神奈川県道路附属物自動車駐車場条例（平成12年神奈川県条例第74号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第2項第6号」を「第2条第2項第7号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。